

第 80 号議案

豊後大野市印鑑条例の一部改正について

豊後大野市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 11 月 30 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備を利用して印鑑登録証明書を交付することができることとしたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市印鑑条例の一部を改正する条例

豊後大野市印鑑条例(平成 17 年豊後大野市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条中「をいう。)を利用して」を「で電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(同法第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備をいい、同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を利用して、」に改め、「に暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成 15 年総務省令第 120 号)第 42 条第 2 項の規定により設定された暗証番号をいう。)等を自ら入力すること」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。